

姫路市福祉タクシー料金助成事業実施要綱

平成30年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、姫路市障害者（児）に対する一般乗合旅客自動車優待事業実施要綱（平成30年4月1日制定。以下「バス無料優待要綱」という。）、姫路市障害者旅客鉄道優待乗車助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定。以下「旅客鉄道優待乗車助成要綱」という。）又は姫路市障害者船舶助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定。以下「船舶助成要綱」という。）の制度を利用することが困難な重度の障害者（児）（以下「障害者」という。）が移動手段としてタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成することにより、障害者の社会参加と自立の促進を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(優待対象者)

第2条 事業の対象者（以下「優待対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、本市の住民基本台帳に記録されている者であっても、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第2項若しくは第3項又は知的障害者福祉法（昭和33年法律第33号）第9条第2項若しくは第3項の規定により本市が援護を行っていない者を除き、本市の住民基本台帳に記録されていない者であっても、本市が援護を行っている者を含む。

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体に障害のある15歳未満の児童につき、当該児童以外のものが、身体障害者手帳の交付を受けた場合にあっては、当該児童）のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者（備考第3項の規定により、1級又は2級に該当する者を含む。イにおいて「1級又は2級該当者」という。）で視覚、下肢又は体幹に障害を有する者

イ 1級又は2級該当者でアに該当する者以外の者

ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所の判定を受けて療育手帳の交付を受けた者のうち、重度知的障害者と判定された者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、その障害の等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に定める1級に該当する者

(助成の方法)

第3条 この要綱による助成は、第6条第1項の規定により助成を決定した者に、当該者が道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者又はこれらの者の団体のうち、この要綱の趣旨に賛同し、本市と契約したもの（以下「タクシー会社等」という。）に所属する事業用自動車（以下「タクシー」という。）を利用した場合に、乗車料金の

一部の支払に使用できる姫路市福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を交付することにより行うものとする。

（タクシー会社等の責務等）

第4条 タクシー会社等は、第6条第1項の規定により利用券の交付を受けた者から当該事業に係る申込みがあったときは、できる限り優先的に配車を行うものとする。

2 タクシー会社等は、受給者による利用券の不正使用があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、この要綱による助成事業の適正化のために必要と認めるときは、タクシー会社等に対して、その実施状況等について調査し、又は報告を求めることができる。

4 タクシー会社等は、前項の規定による調査又は報告に誠実に協力しなければならない。

5 市長は、タクシー会社等が第14条又は第15条に規定する行為に関与したときは、当該タクシー会社等に係る利用券の取扱いを中止するとともに、前条の規定による契約を解除する。

6 市長は、前項により契約を解除した場合は、その原因及び詳細な内容を関係機関に情報提供することができる。また、関与した行為が悪質と認めるときは、タクシー会社等の名称等契約の解除に関する情報を公表することができる。

（助成の申請）

第5条 この要綱による助成を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下これらを「障害者手帳」という。）を提示した上で、姫路市障害者交通機関優待助成（変更）申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（利用券の交付）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査した上で助成の可否を決定し、助成を決定した者（以下「受給資格者」という。）には利用券を交付し、助成をしない者には姫路市福祉タクシー利用券却下通知書により、その旨を通知する。

2 受給資格者に交付する利用券の枚数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第2条第2号アに該当する者 受給資格者となった日の属する月から同日の属する会計年度の末月までの月数に4を乗じて得た枚数とし、一括交付する。

(2) 第2条第2号イ、ウ又はエに該当する者 受給資格者となった日の属する月から同日の属する会計年度の末月までの月数を12で除した数に20を乗じて得た枚数（その数に小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とし、一括交付する。

3 市長は、利用券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が年度の末日において優待対象者であるときは、翌年度の4月に利用券を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める枚数を一括交付する。

(1) 第2条第2号アに該当する者 48枚

(2) 第2条第2号イ、ウ又はエに該当する者 20枚

4 第2条第2号イ、ウ又はエに該当する受給者が、当該年度の途中で同条第2号アに該当する身体障害者手帳の交付を受けた場合は、姫路市福祉タクシー利用券及び姫路市自動車燃料費助成券異動届（以下「異動届」という。）により届け出るものとし、当該異動届による届出のあった日の属する月

に応じ、市長が別に指定する枚数の利用券を一括交付する。

第7条 バス無料優待要綱、旅客鉄道優待乗車助成要綱、船舶助成要綱、姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定。以下「自動車燃料費助成要綱」という。）又は姫路市高齢者バス等優待乗車助成事業実施要綱（平成14年9月2日制定。以下「高齢者優待乗車助成要綱」という。）の規定による助成を受けている者（以下これらの者を「他の交通助成の受給者」という。）が、利用する交通機関を変更するためその他の目的で第5条の規定により行った申請に対する助成は、申請を受けた時期に応じて、申請を受けた年度の翌年度又は翌々年度から開始するものとする。

（利用券の交付の特例）

第7条の2 前条の規定にかかわらず、他の交通助成の受給者が、当該年度の途中で第2条に規定する優待対象者となり、バス無料優待要綱に基づく乗車証、旅客鉄道優待乗車助成要綱に基づく乗車カード（未使用のものに限る。）若しくはチャージ券、船舶助成要綱に基づく乗船券、自動車燃料費助成要綱に基づく助成券又は高齢者優待乗車助成要綱に基づく高齢者バス優待乗車証を市長に返還した場合は、第5条の規定により申請を受けた年度に、市長が別に指定する枚数の利用券を交付することができる。

（助成の辞退）

第8条 受給資格者及び受給者は、市長に申し出ることにより、この要綱による助成を辞退することができる。

2 市長は、受給資格者及び受給者が次の各号に該当する場合は、この要綱による当該年度以後の助成につき辞退の申出を当該各号に定める日に行ったものとみなす。

(1) 第10条第1項に規定する有効期間内に利用券を受け取っていない場合 当該有効期間の末日

(2) 市長から他の交通助成の受給者とする旨の決定を受けた場合 当該決定を受けた日

3 前2項の規定により助成の辞退を申し出た者であっても、第2条の優待対象者に該当するときは、再度、第5条に規定する申請をして、この要綱による助成を受けることができる。

（他の交通助成の制限）

第9条 受給者は、他の交通助成の受給者となることはできない。

（利用券の有効期間）

第10条 利用券の有効期間は、市長が受給資格者に交付すべく発送又は交付をした日から同日の属する会計年度の末日までとする。

2 受給者は、有効期間を経過した利用券を使用してはならない。

3 受給者は、利用券の有効期間が経過したときは、当該利用券を市長に返還しなければならない。

（利用券の使用方法）

第11条 利用券は、1回の乗車につき3枚まで使用できるものとする。

2 受給者は、助成を受けてタクシーを利用しようとするときは、利用券を乗務員に提出するとともに、乗車料金から利用券の枚数に500円を乗じて得た額を控除した額を支払うものとし、利用券でつり銭の請求はできない。

3 受給者は、障害者手帳を携行し、乗務員に提示し、受給者であることを示すものとし、乗務員は提示された障害者手帳と利用券に記載された手帳番号等により、受給者であることの確認を行うものとする。

4 利用地域は、タクシー会社等の営業区域内に限る。

(利用券に係る乗車料金の請求)

第12条 タクシー会社等は、月毎に受給者から受け取った利用券を取りまとめ、翌月10日までに福祉タクシー料金請求書に添付して市長に提出し、利用券に係る乗車料金の請求を行うものとする。ただし、券面に記載された有効期間外の利用券を受け取ったときは、当該利用券に係る乗車料金の請求はできない。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、請求のあった月の25日までに支払うものとする。

(利用券の再交付)

第13条 利用券は、再交付しない。ただし、利用券を紛失し、汚損し、又は破損したことにつき市長がやむを得ない事由によると認めるときは、再交付することができる。

2 前項ただし書の規定により再交付を受けようとする受給者は、姫路市福祉タクシー利用券再交付申請書に、汚損し、若しくは破損した利用券又は市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(利用券の譲渡及び貸与の禁止)

第14条 受給者は、利用券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(利用券の不正使用の禁止等)

第15条 受給者は、利用券の使用に当たっては、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 次条第1項の規定により助成が取り消された後に利用券を使用すること。
- (2) 利用券を偽造し、又は券面の表示事項を改変した利用券を使用すること。
- (3) その他利用目的を外れ、不正な目的をもって使用すること。

2 市長は、偽りその他不正な手段によって利用券の交付を受け、又は不正に利用券を使用した者に対し利用券を使用して乗車したタクシーの運賃に相当する額の支払いを求めることができる。

3 市長は、タクシー会社等が前2項に規定する行為に関与したと認められるときは、当該利用券に基づく乗車料金の支払いを行わない。また、既に支払った乗車料金があるときは、その全部について返還を求めることができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、受給者又はその家族に対し、利用券の使用状況について報告を求め、調査し、又は質問することができる。

(助成の決定の取消し)

第16条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成の決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本市の住民でなくなったとき。ただし、引き続き本市が援護を行う場合を除く。
- (3) 第8条第1項の規定により助成の辞退の申出を行ったとき、又は同条第2項の規定により助成の辞退の申出を行ったものとみなされたとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用券の交付を受けたとき。
- (5) 利用券を不正に使用したとき。
- (6) その他市長が助成を行うことが不相当と認めたとき。

2 前項の規定により助成の決定を取り消した場合は、当該受給者に交付した利用券は失効するものと

し、受給者又はその相続人等は、市長に姫路市障害者交通機関優待助成返還届を提出し、及び未使用の利用券を返還しなければならない。

(施行の細目)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 姫路市福祉タクシー料金助成事業実施要綱（平成6年10月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の姫路市福祉タクシー料金助成事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。

4 この要綱の施行の日前に旧要綱第5条の規定により交付された姫路市福祉タクシー利用券は、第5条の規定により交付された利用券とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱中第1条の規定は令和2年10月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の姫路市福祉タクシー料金助成事業実施要綱第2条及び第5条から第7条の2までの規定は、令和2年10月1日以後に行われる申請に係る助成について適用し、同日以前に行われた申請に係る助成については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の姫路市福祉タクシー料金助成事業実施要綱第7条の2第2号の規定は、令和3年4月1日以後に行われる申請に係る助成について適用し、同日以前に行われた申請に係る助成については、なお従前の例による。